

第5空母航空団による艦載機着陸訓練に係る要請結果について

第5空母航空団(※1)所属の艦載機による着陸訓練について、本日、知事及び厚木基地周辺9市(※2)長の連名で、防衛大臣に対して、次のとおり要請しましたのでお知らせいたします。

(※1) 空母ジョージ・ワシントン艦載機が所属する部隊

(※2) 厚木基地周辺9市:大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、横浜市、町田市

1 要請内容

- 令和8年4月30日(木曜日)、防衛省南関東防衛局から、第5空母航空団所属の艦載機による着陸訓練について通告があった。
- 近年では、平成29年9月に、厚木基地において着陸訓練が実施され、深刻な騒音被害が発生した。その際、我々は、二度と着陸訓練を厚木基地で実施することのないよう、強く要請した。
- 長年にわたり厚木基地周辺住民が待ち望んできた空母艦載機移駐が実現した後に、万が一にも着陸訓練が実施され、再び深刻な騒音被害をもたらされることは、到底容認することはできない。
- また、昨年9月には硫黄島の噴火の影響から、厚木基地と同様に予備施設に指定されていた岩国基地で着陸訓練が実施されたが、今後の訓練は確実に硫黄島で実施されるよう、日米両国政府による更なる対応が必要と考える。
- 貴職におかれては、硫黄島における訓練環境を整備するとともに、十分な訓練予備日を設定するなど、米側との調整等に万全を期し、天候等の事情に関わらず全ての着陸訓練を硫黄島で実施し、厚木基地での着陸訓練を決して実施しないよう、強く求める。

2 要請先及び要請結果

県基地対策部長が、南関東防衛局に要請文書を持参。

南関東防衛局 綿貫 賢一 企画部長	<ul style="list-style-type: none">○ 第5空母航空団による艦載機着陸訓練(FCLP)の実施については、今後も速やかに情報提供を行うよう米側に求めていく。○ 昨日(令和8年4月30日)、南関東防衛局長から在日米海軍司令官に対し、全ての訓練を硫黄島で実施すること、及び、天候等の事情により硫黄島で実施できない場合でも厚木基地でのFCLPの実施を控えるよう強く申し入れた。○ 併せて、引き続き、平素における厚木基地の訓練についても地域住民への十分な配慮を要請した。○ 本日いただいた要請については米軍へしっかり伝える。
-------------------------	--

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課
課長 清木 電話 045-210-3370
課長代理 栗田 電話 045-210-3375